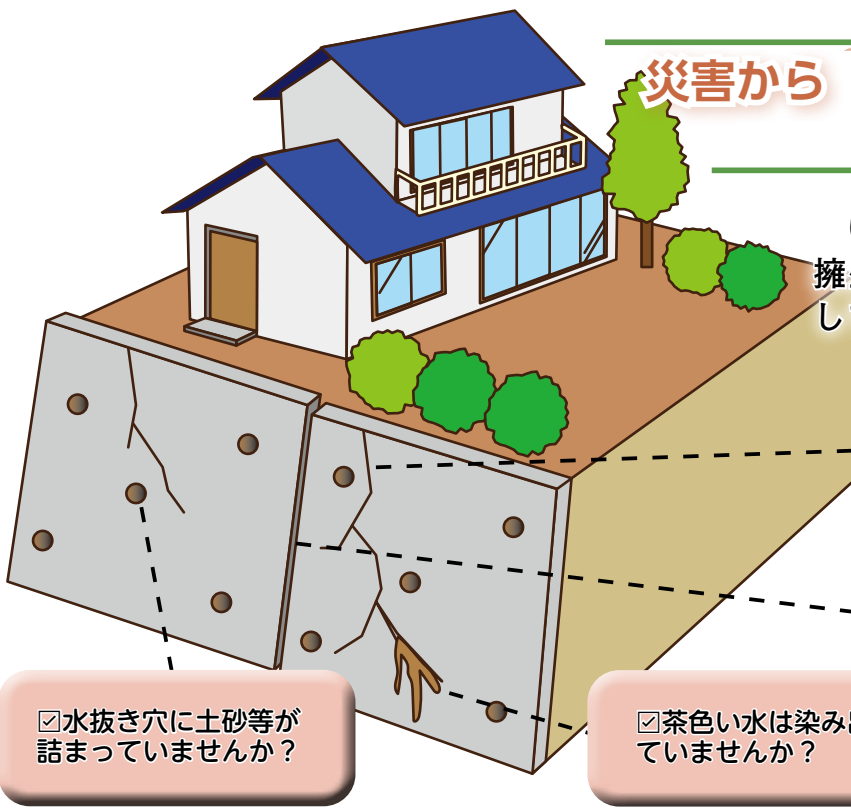


災害から 宅地 を守るために



いざというときに備え、我が家の擁壁の安全性について、改めて確認してみましょう。

水抜き穴に土砂等が詰まっていますか？

茶色い水は染み出していますか？

大きなひび割れは無いですか？

つなぎ目がずれていませんか？

宅地擁壁の安全確保に向け、2つの支援を開始しました

近年、激甚化する豪雨や地震などの自然災害により、宅地への被害が増加しています。主に高低差のある土地に住宅を建てる際、土砂が崩れるのを防ぐために設置される宅地擁壁は、老朽化などで機能が低下すると、自然災害により倒壊する恐れがあることから、日頃の点検が大切となります。

擁壁の安全性を高めるため、市では専門家の派遣と、擁壁の安全対策工事に要する費用の一部を助成する制度を3月に創設。「宅地擁壁の専門家派遣制度」は、擁壁の危険度を専門家が無料で診断し、改修の提案や技術的な助言を行います。また、「宅地擁壁の安全対策工事に係る助成金制度」では、擁壁の災害に備える恒久対策と被災後の応急対策の2種類に対応し、被害の防止・軽減につなげます。

宅地の所有者は、宅地擁壁の維持管理に努めることと法律で定められており、人命や建物に被害が生じた場合は責任を問われる可能性もあります。災害から宅地を守るためにも、所有する擁壁に大きなひびが無いか、水抜き穴に土砂の詰まりが無いかなど(上図)自主点検を行い、少しでも不安を感じたら制度の活用をご検討ください。

無料診断 宅地擁壁の専門家派遣制度

専門家が宅地擁壁の現地調査等を実施の上、改修計画案や概算工事費などを提案し、技術的な課題について助言を行います。

■対象となる方
擁壁の所有者または所有者から承諾を得ている方

■対象となる擁壁の要件

擁壁の高さが2メートル以上で、平成18年の宅地造成等規制法改正以前につくられた擁壁(一定程度の変状があり、危険性が確認された場合は、対象となることもあります)



▲擁壁の傾き(写真)や水抜き穴の調査などを実施し、安全性を確認します

まずは、お気軽に
宅地保全課までご相談ください

工事助成 宅地擁壁の安全対策工事に係る助成金制度

宅地擁壁をつくり直す工事を行う恒久対策と、二次災害に備えた応急対策に係る費用の一部を助成します。

	恒久対策	応急対策
内容	老朽化または自然災害により被災した擁壁をつくり直す工事	土砂撤去、土のうやブルーシートの設置等
助成金額	費用の100万円を超えた金額の3分の1(上限200万円)	費用の2分の1(上限60万円)
対象となる方	擁壁の所有者または所有者から承諾を得ている方	
対象となる擁壁の要件	高さ2メートル以上で、平成18年の宅地造成等規制法改正以前につくられた擁壁(一定程度の変状があり、危険性が確認された場合は、対象となることもあります)	高さ2メートル以上で、自然災害により被災した擁壁



この特集に関するお問い合わせは、宅地保全課 ☎214・8450、FAX214・8598